

令和 8 年度の会計年度任用職員を募集します

令和 8 年 4 月 1 日から町の会計年度任用職員として働いていただけるかを募集します。会計年度任用職員とは、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づく一般職非常勤の地方公務員で、さまざまな業務を担っていただきます。

採用を希望されるかたは「令和 8 年度 会計年度任用職員採用申込書」に必要事項を記入のうえ、期日までに役場総務課秘書人事係まで提出してください。申込者の中から面接試験などの選考を行い、採用者を決定します。

【募集職種】

〔月給勤務〕 一般事務補助 / 電話交換 / 公民館業務補助 / 文化財事務補助 / 海洋センター業務補助 / わたらせ自然館業務補助 / 学校用務員 / 学校図書事務員 / 作業員 / 調理員 / 保育士 / 児童厚生員 / 消費生活相談員

※一部の職種（一般事務補助、公民館業務補助など）は、障がい者採用も行います。詳細については総務課秘書人事係までお問い合わせください。

【受験資格】

- (1) 資格等を要する職種がありますので、別紙を確認してください。
- (2) 上記のほかに、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (ア) 日本国籍を有しない人
 - (イ) 地方公務員法第 16 条の規定に該当する人

【受付期間】

令和 7 年 12 月 1 日(月)から 12 月 25 日(木)まで（土・日曜日を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで

【提出書類】

- (1) 令和 8 年度 会計年度任用職員採用申込書
- (2) 資格を証明する書類の写し（資格を要する職種のみ）
申込書は役場総務課及び各公民館で配布しています。また、町ホームページからダウンロードすることができます。

【選考方法】

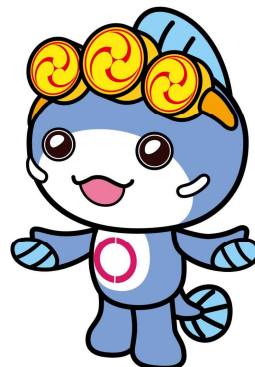
書類選考及び面接試験を実施の上、採用者を決定します。

【試験日】

令和 8 年 2 月上旬から中旬にかけて実施します。
詳細については後日、申込者に通知します。

【申込み・問い合わせ】

〒374-0192
群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2682 番地 1
板倉町役場 総務課 秘書人事係
電話：0276-82-6121（直通）



別紙

◆令和8年度 板倉町会計年度任用職員募集職種一覧

職 種	報酬(原則)	休日	勤務時間(原則)	勤務場所	資格要件	備 考
一般事務補助	【月給】177,600円～182,000円	土曜・日曜・祝日	8:30～17:00	板倉町役場 等	—	
電話交換	【月給】177,600円～182,000円	土曜・日曜・祝日	8:30～17:00	板倉町役場	—	
公民館業務補助	【月給】177,600円～182,000円	月曜・他1日・祝日	8:30～17:00	町内公民館	—	学校の調理員業務を行っていただくことがあります(年に数回)。
文化財事務補助	【月給】177,600円～182,000円	月曜・他1日・祝日の翌日	8:30～17:00	文化財資料館	—	
海洋センター業務補助	【月給】177,600円～182,000円	月曜・他1日・祝日	8:30～17:00	板倉海洋センター	—	
わたらせ自然館業務補助	【月給】177,600円～182,000円	月曜・火曜 祝日の翌日	8:30～17:00	わたらせ自然館	—	
学校用務員	【月給】177,600円～182,000円	土曜・日曜・祝日	7:45～16:15 (学校の運営上、変更あり)	町内小中学校	—	学校の調理員業務を行っていただくことがあります(年に数回)。
学校図書事務員	【月給】177,600円～182,000円	土曜・日曜・祝日	8:30～17:00 (学校の運営上、変更あり)	町内小中学校	—	学校の調理員業務を行っていただくことがあります(年に数回)。
作業員	【月給】179,900円～185,200円	土曜・日曜・祝日	8:30～17:00	板倉町役場	—	道路管理を専属として行う現場作業員
作業員	【月給】179,900円～185,200円	週休2日 (不定期)	8:00～16:30	群馬の水郷	—	群馬の水郷管理業務
調理員	【月給】189,900円～205,300円	土曜・日曜・祝日	8:30～17:00 (園・学校の運営上、変更あり)	町内小中学校 町内保育園	—	栄養士・調理師免許の有資格者であれば尚良。
保育士	【月給】205,300円～211,400円	土曜・日曜・祝日	8:30～17:00 (園の運営上、変更あり)	板倉保育園	保育士資格／幼稚園教諭免許 のいずれか	土曜保育を行っていただくことがあります(月1回程度)。
児童厚生員	【月給】202,300円～208,300円	日曜・他1日・祝日	8:45～17:15	板倉町児童館	保育士資格／幼稚園教諭免許 等／社会福祉士のいずれか	
消費生活相談員	【月給】222,600円	土曜・日曜・祝日	8:30～17:00	板倉町役場	消費生活相談員資格／消費生活専門 相談員／消費生活アドバイザー／消費 生活コンサルタントのいずれか	相談員業務のほか一般事務補助業務の一部を行っていただく場合もあります。

◆共通事項

- 福利厚生 健康保険(共済短期組合員)／厚生年金保険／雇用保険／労災保険(又は非常勤公務災害)が適用されます。
- 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間の任用となります。
- 諸手当 期末手当、勤勉手当、通勤に係る費用弁償などがあります。
- 休暇 勤務時間に応じた年次有給休暇(1年につき最大20日付与)、病気休暇などの各種特別休暇があります。
- その他 報酬等については、給与改定等により変更となる場合があります。また、原則として全職種で普通自動車運転免許が必要となります。